

計 画 年 度

令和3年度～令和12年度

佐賀県における獣医療を提供する  
体制の整備を図るための計画書

令和3年3月

佐賀県

## 目 次

ページ

獣医療をめぐる情勢と獣医療提供体制の整備基本方針	1
第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標	4
1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状	
2 診療施設の整備に関する目標	
第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域	7
1 計画的な取り組みが必要と見込まれる地域	
第3 獣医師の確保に関する目標	7
1 獣医師の確保目標	
2 獣医師の確保対策	
第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針	9
1 産業動物分野及び公務員分野	
2 小動物診療におけるチーム獣医療提供体制の強化	
第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する 技術の向上に関する事項	11
1 臨床研修	
2 高度研修	
3 地域の実情に応じた研修	
4 生涯研修等	
第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項	12
1 飼育者の衛生知識の啓発・普及等	
2 広報活動の充実	

## 獣医療をめぐる情勢と獣医療提供体制の整備基本方針

### 1 近年の獣医療を取り巻く情勢の変化について

本県における獣医療については、これまでも国と連携しながら、飼育動物の診療や保健衛生指導等を通じて、畜産業の発展、動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に貢献してきた。

一方、近年の獣医療を取り巻く状況は著しく変化してきており、高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）、豚熱（CSF）及び口蹄疫の国内発生や、国際的な懸念となっている薬剤耐性菌の増加は、本県における畜産物の安定供給や食品の安全性の確保に対する考えを改めて見つめ直す契機となっている。

また、国境を越えた新興・再興感染症の侵入や発生リスクの増大に対して、人、飼育動物及び野生動物並びにこれらを包含する生態系の健康を一体的に維持するという「One Health」の考え方に基づいた学術研究や感染症予防・管理対策、家畜衛生・公衆衛生のニーズに対応した様々な取組が、国際機関を含む国際社会において協調して進められている。

さらに本県においては、食肉センターの再整備を進めており、令和4年度には輸出対応型の高性能な牛処理施設が稼働を控えていることから、食肉衛生検査所の獣医師には輸出対応業務が追加されることとなる。

このように、これらの取組を支える獣医師に対する社会的ニーズは高まっており、またその果たすべき責任も増大している。

#### （1）食料の生産現場における獣医師の役割

国内ではHPAI、CSF 及び口蹄疫の発生により畜産農家の経営が脅かされているとともに、薬剤耐性菌対策等による安全で良質な畜産物の安定供給に対して、消費者の大きな関心が注がれている。

獣医師は、日頃の飼養衛生管理の指導や家畜伝染病の発生時における「家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）」に基づく的確な診断と防疫対応を担うほか、「家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）」等、その他の畜産関係法令の規定に基づく指導等を行う立場として重要な役割を担っている。

このような状況の下、県では、国の「食料・農業・農村基本計画」や、県で策定した「佐賀県総合計画2019」、「佐賀県酪農・肉用牛生産近代化計画」及び「佐賀県「食」と「農」の振興計画2019」を踏まえて畜産振興に取り組む中で、獣医師は、適切な獣医療の提供を通じて、家畜の伝染性疾病の発生予防や発生時の的確な防疫措置、家畜改良、飼養管理の改善等による畜産の生産基盤の強化をサポートし、さらに、産業動物獣医師等の養成・確保や診療技術の高位平準化を図ることにより、県民はもとより国内外の消費者への安全な畜産物の安定供給に寄与することが求められている。

さらに、飼養規模の拡大が進展する中で、これまでの養豚や養鶏経営に加え、酪農・肉用牛経営においても群管理の飼養形態が普及しており、獣医師に対しては、従来の個体診療に加え、農場単位での集団管理衛生技術等の提供、また、病原微生物や有害化学物質による畜産物のリスク低減を図るため、HACCP等の考え方を農場段階で活用した飼養衛生管理の実践が必要となっていることから、幅広い獣医療の提供が要請されるようになってきている。

加えて、食を巡る社会情勢や県民の意識の高まりを踏まえて、食の安全と消費者の信頼確保に向けたより一層の取組を推進するため、適切な獣医療の提供は不可欠なものとなっている。

## (2) 喫緊の課題としての産業動物臨床獣医師等の養成・確保

本県畜産業が農業の基幹的部門へと成長を遂げている一方で、産業動物分野や公務員分野における獣医療の提供については、当該獣医師の高齢化に加え、産業動物分野への就業を希望する獣医系大学の学生が少なく、新規獣医師の参入が減少していること等から、県内の産業動物獣医師等だけでは対応が困難となりつつある。

このような状況にあっても、産業動物臨床獣医師等が求められる役割を果たしていくためには、将来的に獣医療が必要となる地域に確実に獣医療を提供していくことができるよう、産業動物臨床獣医師等の養成・確保を一層強化していく必要がある。

## (3) 高度な獣医療の提供に対する社会的ニーズの高まり

犬、猫等の家庭で飼育する小動物については、県民の動物愛護に対する更なる意識の向上等に伴い、県民生活におけるその位置付けは益々向上している。

近年では小動物と飼育者との精神的な結びつきが注目され、小動物の飼育が子供や高齢者の健康等に効果があるとの知見もあり、小動物臨床獣医師は、これら小動物の保健衛生等への対応を通じて、広く社会に貢献している。

一方、飼育者の求める獣医療の内容が複雑化・多様化している中で、動物福祉や人獣共通感染症対策の観点から、その適切な飼育と飼育責任についても飼育者自身の意識を高める必要がある。

このような飼育者や社会的ニーズに応じるため、小動物分野においては、良質かつ適切な獣医療技術の提供と共に、動物に対する総合的な保健衛生指導及び適切な飼育の推進に関する普及・啓発や高度な医療機器等を使用した最新の診断・治療・予防技術の獣医療現場への導入が求められている。

そのような背景も踏まえ、令和元年6月に動物看護職の技能・知識を高位平準化するため、「愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）」が制定され、愛玩動物看護師が国家資格化されたところである。

高度な獣医療の提供については、畜産業の現場からも、経営の安定や生産性の向上を図る観点から、最新の診断技術や治療方法の積極的な導入について要請が高まっている。

## 2 獣医療提供体制の整備基本方針

本県における獣医療の提供に当たっては、将来にわたって獣医師に求められる畜産業の健全な発展、動物の保健衛生及び食品の安全性の向上への寄与といった社会的ニーズや責務に応えることができる体制に強化する。

### (1) 産業動物分野及び公務員分野における獣医療の提供体制の強化

産業動物分野や公務員分野における獣医師としての役割を果たしていけるよう、必要な獣医師の確保・育成を図るとともに、高度な診療施設の整備、相互の連携した取組を推進する。

### (2) 小動物分野における獣医療の提供体制の強化

愛玩動物看護師法が適切に運用されるよう、チーム獣医療の提供体制などの環境整備を推進する。

### (3) 獣医療に関する技術の向上

獣医師に対する高度かつ多様な診療技術の提供を求める社会的ニーズに応えられるよう、臨床研修や国が主催する畜産研修、地方競馬場を有するという本県の実情に応じた研修、さらには生涯研修などを推進する。

## 第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

### 1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状

本県における獣医療を提供する体制を整備するための地域区分は、現在の家畜保健衛生所の所管区分（中部、北部及び西部）とする。

地域	市町名
中部地域	佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町
北部地域	唐津市、玄海町
西部地域	伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町

#### (1) 診療施設

各地域における産業動物診療施設の開設状況は、次のとおりである。

(単位：カ所)

地域	合計	県 (家保等)	市町	農業 協同 組合	農業 共済 組合	法人 その他 団体	個人 開業 施設	備考
中部地域	14	1	0	1	0	4	8	
北部地域	9	1	0	1	2	1	4	
西部地域	12	2	0	0	1	3	7	
計	35	4	0	2	3	8	19	

資料： 獣医療法第3条に基づく届出（令和3年2月現在）

注）診療施設には獣医療法第7条に規定する「往診診療者等」を含めるものとする。

( 2 ) 主要な診療機器等

( 単位 : 式、台 )

地域	開設主体の種類 ( 令和 3 年 1 月現在 )	主要な診療機器等の整備状況					備考
		検査室	手術室	解剖室	血液生 化学分 析装置	超音波 診断装 置	
中部 地域	佐賀県(家保等)	1	0	1	2	0	0
	その他法人(産業動物)	1	0	0	0	0	0
	その他法人(小動物)	9	8	1	8	8	8
	個人開業施設(産業動物)	1	0	0	1	1	1
	個人開業施設(小動物)	6	8	0	12	10	10
北部 地域	佐賀県(家保等)	1	0	1	1	0	0
	農業共済組合	1	0	0	2	5	1
	農業協同組合	1	0	0	0	0	0
	その他法人(小動物)	2	2	0	2	2	2
	個人開業施設(産業動物)	0	0	0	1	1	0
	個人開業施設(小動物)	3	3	0	3	3	3
西部 地域	佐賀県(家保等)	1	0	1	1	0	0
	農業共済組合	1	0	0	1	0	0
	その他法人(産業動物)	0	0	0	0	1	0
	その他法人(小動物)	1	2	0	2	2	2
	個人開業施設(産業動物)	0	0	0	0	0	0
	個人開業施設(小動物)	1	2	0	3	3	2

診療を行っている全 7 6 施設にアンケートを実施し、4 4 施設からの回答を集計

2 診療施設の整備に関する目標

本県の産業動物分野における獣医療の提供は、中部地域及び西部地域(伊万里市及び有田町を除く。)では、個人開業獣医師により、北部地域及び西部地域の伊万里市及び有田町では、農業団体等の獣医師が主体となって行っており、その形態も往診診療が主体となっている。

したがって、診療施設、診療機器の整備にあたっては、個人開業獣医師における整備が過剰な設備投資にならないよう配慮しながら、家畜保健衛生所、地域の農業共済組合及び農業協同組合の家畜診療所の診療施設、診療機器の計画的な整備を図り、産業動物獣医師が利用できる体制を促進する。

また、公務員分野においては、家畜保健衛生所が地域の家畜保健衛生の中核的な機関として、例えば病性鑑定用務について、家畜疾病の的確な診断が可能となるよう、最新機器や設備、施設の整備などを計画的に進めるとともに、農場 HACCP、畜産 GAP 等の普及が図られるよう、指導員等の資格を計画的に取得するよう努める。

さらに、飼養衛生管理等の確認・指導等の効率化を図るため、タブレット端末等を配備し活用する。

一方、小動物診療施設については、専門的かつ高度な獣医療の提供が求められていることから、他の民間検査施設の利用等により、過剰な設備投資とならないよう配慮しながら、必要な施設及び検査機器等について整備する。



## 第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

診療施設の整備に関する目標及び獣医師の確保に関する目標を達成するために計画的な取組が必要と見込まれる地域は、家畜保健衛生所の所管区分ごとに検討することとし、いずれの地域においても、診療施設の整備及び獣医師の確保を進める必要があることから、次のとおり県下全域とする。

### 1 計画的な取組が必要と見込まれる地域

地域	市町名
中部地域	佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町
北部地域	唐津市、玄海町
西部地域	武雄市、伊万里市、鹿島市、嬉野市、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町

## 第3 獣医師の確保に関する目標

### 1 獣医師の確保目標

令和12年度を目標年度とする産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の確保目標は、次のとおりとする。

(単位：人)

地域	令和2年12月現在の獣医師数(A)	令和12年度における獣医師の確保目標(B)	令和12年度までに退職・廃業が想定される獣医師数(C)	令和12年度推定獣医師数(A-C)(D)	令和12年度までに確保すべき獣医師数(B-D)(E)
産業動物分野	43	45	9	34	11
中部地域	19	20	6	13	7
北部地域	13	14	1	12	2
西部地域	11	11	2	9	2
公務員分野	93	104	22	71	33
農林水産部	44	49	10	34	15
健康福祉部他	49	55	12	37	18

再任用を含めて試算。

産業動物分野については75歳、公務員分野は、「都道府県における「獣医療を提供する体制の整備を図るための計画」作成の指針について」(令和2年8月21日付け2消安第2265農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、定年は60歳とし、令和4年度以降、2年ごとに1歳ずつ引き上げて試算。

家畜の飼養頭羽数については、「佐賀県酪農・肉用牛生産近代化計画」において、肉用牛については約9%、乳用牛は、約16%の増加を見込んでいる。

また、「佐賀県「食」と「農」の振興計画2019」において、豚及び鶏はほぼ横ばいを見込んでいる。

こうした中で、産業動物分野の獣医師については、年齢層の若返りを図るため、若干名の増員を計画する。

なお、畜産農家は疾病の治療のみならず妊娠鑑定等の繁殖に係る獣医療を望んでいるが、地域によっては県内の産業動物分野の獣医師のみでは対応が困難であるため、県外の獣医師の協力を得ながら獣医療の充実を図る。

また、公務員獣医師については、令和12年度までに退職等に伴い22名が減少する見込みの中で、輸出対応型の高性能な食肉センターの施設整備に伴うと畜検査員の増員や、HPAI等の家畜伝染病の発生により、飼養衛生管理基準の指導を含む家畜伝染病予防法に係る業務に加え、家畜改良増殖法の改正に伴う農家指導や農場HACCPに係る指導等、新たな業務が増加していることから、計画的に獣医師の増員を行う。

## 2 獣医師の確保対策

### (1) 獣医師を希望する学生の拡大と就業への誘導

まず、中学生や高校生に向けては、獣医師の業務内容等を情報提供するなどして、獣医師を志す学生を増やす取組を行うとともに、特に高校生にあっては将来こうした分野へ就業を希望する学生を対象に、佐賀県獣医学生修学資金貸付事業の活用を周知する。

また、獣医系大学の学生に向けては、家畜保健衛生所、農業共済組合家畜診療所等での臨床実習、保健福祉事務所での公衆衛生及び動物愛護における啓発活動等の体験を通じて業務内容の理解を深めるインターンシップを積極的に受け入れるとともに、必要に応じて、研修の参加に要する往復の交通費及び宿泊費について助成を行う。公務員獣医師の業務内容の理解醸成に向けた獣医系大学を訪問し、業務内容及び修学資金の紹介、職員採用案内等を行う。

さらに、就業情報の発信にも努め、獣医系大学等関係機関に業務内容や採用案内等を提供するとともに、県や県獣医師会のホームページ等で紹介する。また、獣医系大学へ進学を希望する高校生に対しても修学資金に関する情報提供などを行う。

### (2) 魅力ある労働環境の整備

産業動物分野、小動物分野及び公務員分野にかかわらず、近年では、新規獣医師のうち約半数が女性であり、女性獣医師が増加していることや働き方改革に対応する必要があることから、獣医師の過重労働を回避するよう努めるとともに、男女ともに産休・育休が取得しやすく、長期にわたり育休等を取得していた女性が復職しやすい環境の整備を推進する。また、定年退職後も就業意欲を有する獣医師が多くいることから、様々な世代やライフステージの獣医師が活躍できる環境の整備を

推進する。

### (3) 公務員獣医師の待遇改善と勤務獣医師の再就職支援

公務員獣医師については、前述のとおり業務量の増加により、現行体制の人員での業務が困難となってきたことから、獣医師の増員を行い、負担軽減を図る。

また、平成29年の初任給調整手当の改善が最後となっており、引き続き、他県の状況を調査しながら、職責に見合った給与等の待遇改善策を検討していく。

さらに、農業共済組合、家畜保健衛生所等の勤務獣医師退職者についても積極的活用を図るため、県獣医師会等関係団体の協力を得ながら、再任用等の推進を図るとともに診療等に必要な技術習得の機会を提供する。

## 第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

獣医療関連施設については、効率的な診療体制の整備を図るため、農業共済組合、農業協同組合及び家畜保健衛生所等が有する機能及び業務の有機的な連携を促進する。

### 1 産業動物分野及び公務員分野

#### (1) 組織的な家畜防疫体制の確立

家畜保健衛生所は、防疫活動の中心となり、民間の獣医師等との連携の下で家畜伝染病及び不明疾病に対するサーベイランス体制を強化する。

また、口蹄疫やHPAIなど家畜伝染病の発生予防のため、家畜保健衛生所を中心とし、飼養衛生管理指導等指針及び佐賀県飼養衛生管理指導計画に基づき畜産農家における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導等を行い、その結果を市町や関係団体と共有し、平時における家畜の伝染性疾病に対する防疫体制を整備する。

また、万一、口蹄疫やHPAI等が発生した場合に備え、家畜防疫員を確保するため、県の公衆衛生分野獣医師の家畜防疫員としての応援体制や民間の獣医師等の家畜防疫活動への支援体制を構築し、診療施設間の連絡・応援体制、発生都道府県への家畜防疫員等の支援体制について、各地域における獣医師や関係団体等との連携の下で整備を図る。

これらにより、家畜保健衛生所と民間獣医師等が一体となった家畜防疫体制を整備するため、県域及び各地域における家畜防疫に関する会議や家畜防疫演習等を通じた連携強化を図る。

なお、地域によっては県内の産業動物分野の獣医師のみでは対応困難であるため、県外の獣医師の協力を得ながら、畜産農家の負託に応えられる本県獣医療体制を確保する。

( 2 ) 診療施設・診療機器の効率的利用

産業動物に係る効率的な診療体制を整備するため、獣医療に関連する施設が有する機能及び業務の有機的な連携を推進する。個人開業獣医師による整備が困難と考えられる一部の検体成分自動分析機器及び感染症免疫診断機器等は家畜保健衛生所がその利用に配慮する。

また、タブレット端末等を活用し、家畜保健衛生所における飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認・指導等及び家畜伝染病の発生を疑う場合に迅速な情報共有を図る。

( 3 ) 獣医療情報の提供システムの整備

診療施設相互の機能が円滑に発揮されるよう、地域の中核機関である家畜保健衛生所の技術検討会及び農業共済組合の定例会等を活用し、個人開業獣医師、農業共済組合、家畜保健衛生所等が相互に情報を交換する場を確保するとともに、牛、豚及び鶏経営における集団管理衛生に適切に対処するため、家畜保健衛生所の各種検査成績のほか、県食肉衛生検査所の食肉衛生検査成績等の活用を促す。

( 4 ) 衛生検査機関との業務の連携

飼養規模の拡大した畜産経営における集団管理衛生技術においては、環境衛生、飼養衛生、血清診断等総合的かつ高度な専門技術を必要とするが、このうち、特殊な機器や施設を必要とする技術については家畜保健衛生所、民間検査機関等を活用する等衛生検査機関との業務の連携を促進する。

2 小動物診療におけるチーム獣医療提供体制の強化

( 1 ) 愛玩動物看護師法が適切に運用されるよう、獣医師会等が中心となり、獣医師が行う診療と愛玩動物看護師が獣医師の指示のもとに行う採血等の診療の補助、いわゆるチーム獣医療の提供体制に関する環境の整備を推進する。また、愛玩動物看護師が獣医師の指示の下に行う診療の補助が適切に行われるよう、法令の規定及び必要となる留意点について、獣医師会等が中心となり県と連携しながら周知を図る。

( 2 ) 愛玩動物看護師の役割について、獣医療関係者のみならず、飼育動物の飼育者に対し、理解の醸成を図る環境の整備を推進する。

( 3 ) 高度かつ多様な診療技術を提供していくため、獣医師会等が進める診療施設の専門化及び一次診療施設と二次診療施設の連携・協力の確保等に関する合意形成を促進し、地域獣医療のネットワーク体制の整備を推進する。

## 第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の

### 向上に関する事項

#### 1 臨床研修

##### (1) 産業動物分野

新規獣医師については、臨床現場における実践的獣医療技術の習得、適切なインフォームドコンセントの実施等家畜飼育者とのコミュニケーション能力の向上並びに獣医療、家畜衛生、公衆衛生等の法令及び食品の安全性、人獣共通感染症や薬剤耐性対策等に関する知識・技術の修得を図るため、獣医師会等関係団体との連携を促進しつつ、新規獣医師のうち診療分野に就業する者を対象とする臨床研修への参加を促進する。

##### (2) 公務員分野

新規獣医師については、家畜衛生、公衆衛生、動物愛護・福祉等の行政に携わっていく上で必要な知識・技術及び畜産関連産業等の知識・経験の修得を目的とした、国等が実施する技術研修、講習会等への参加を促進する。

家畜衛生分野においては、口蹄疫やHPAI等影響が大きい家畜伝染病の発生を想定して、県、市町村、関係団体、民間獣医師等が一体となった連絡体制、防疫体制を整備するため、防疫演習等を実施する。また、関係者を対象として、飼養衛生管理基準の指導等のための研修を開催する。

狂犬病や鳥インフルエンザなどの人獣共通感染症の防疫・衛生対策のため、健康福祉部と農林水産部相互の技術・知識の習得を図る。

##### (3) 小動物分野

新規獣医師等が、実践的な診療技術の修得、飼育者とのコミュニケーション能力の向上、獣医療に関する法令に対する理解の醸成等を図る機会を確保する。

小動物臨床獣医師が、高度な診療機器を使用した診療技術や最新の効率的な診断・治療技術の修得を図る機会を確保する。

獣医師の社会的役割に関する意識を醸成したり、小動物分野における必要な能力や技能の理解を深めたりする観点から、獣医系大学の学生に対して、小動物の診療業務に関する認識の深化を促す機会を確保する。

#### 2 高度研修

##### (1) 産業動物分野

国や獣医師会等が開催する研修、協議会、学会等への積極的な参加を誘導し、集団管理衛生技術、高度診療機器による診断・治療技術等の修得を図る。

## (2) 公務員分野

県は、国、中央団体等において開催される講習会への参加を誘導し、指導者として地域の獣医師への技術指導等を計画的に行い、地域獣医療の技術向上を推進する。

## (3) 小動物分野

県獣医師会等は、専門性の高い獣医療技術の修得を目的として実施される技術研修や、獣医師会等が開催する学会、研修会、講習会等への参加を促進する。

## 3 地域の実情に応じた研修

(1) 中部地域には競馬場があり、競走馬の診療を行う獣医師の養成を推進する。

(2) 水産養殖業の分野においては、地域の水産養殖業者のニーズに合わせて、水産振興センターと連携して獣医師の養成を推進する。

## 4 生涯研修等

(1) 臨床獣医師が日進月歩する獣医療技術及び越境性動物疾病、新興・再興感染症等に関する知識・技術を適時適切に取り入れることにより社会的ニーズに対応した獣医療を提供していくため、国や獣医師会等が開催する研修会等への参加や関連する教材等の利用を促進する。

(2) 研修施設への移動が困難な地域等に勤務する獣医師についても、情報通信機器等を活用した教材の利用による研修（オンライン研修等）の促進を図る。

(3) 離職・休職中の獣医師に対しても技術研修への参加を促進する。

(4) 生涯研修や高度研修を基礎とした臨床獣医師の技術向上について、診療分野別のニーズに合わせ推進する。

(5) 国等が進める「One Health」の考え方に基づく学術研究などにおいて、有用な成果が得られたものに関しては、適宜、情報提供に努める。

## 第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

### 1 飼育者への衛生知識の啓発・普及等

#### (1) 産業動物分野及び公務員分野

家畜の健康維持、増進を図るためには、家畜飼育者が衛生管理を適切に実施することが重要であり、県や県畜産協会等は、自衛防疫活動の強化をはじめとして、家畜衛生関係の事業等を通じて、家畜飼育者に対する家畜衛生や食品の安全

性の向上に関する知識・技術の一層の啓発、普及に努める。

また、農場HACCPや畜産GAPに取り組む農家の支援を行う。

## (2) 小動物分野

小動物の飼育者に対する人獣共通感染症対策の観点からの保健衛生指導の充実を推進する。また、小動物分野の獣医療に対する監視指導体制の整備及び獣医療に関する相談窓口の明確化を図る。

小動物診療の現場における薬剤耐性対策への取組に当たっては、獣医療関係者ととも小動物の飼育者の理解も不可欠であることから、獣医師会等を中心として、抗菌剤等の適正使用・慎重使用を推進するとともに、薬剤耐性対策の取組の重要性について、普及・啓発を図る。

飼育者が獣医療の内容やその費用について理解した上で安心して獣医療を受けられるよう、獣医師の飼育者に対するインフォームドコンセントの徹底について啓発を図る。

## 2 広報活動の充実

(1) 飼育動物に対する救急疾病への適切な対応が要請されることから、夜間、休日における診療体制の整備について、関係者間の合意形成を促進するため、関係者からの意見聴取、検討会の開催等を行うとともに、夜間、休日に診療を提供する診療施設に関して、県獣医師会及び市町の広報、ホームページ等を活用した広報活動を推進する。

また、学校飼育動物の保健衛生指導や野生動物の保護・救済等により社会貢献の充実を推進する。

(2) 産業動物分野では、自衛防疫団体及び県獣医師会等の発行する広報等、小動物分野では、県獣医師会等によるパンフレット及びホームページ等の活用を推進し、家畜飼育者に対する衛生知識の啓発、普及に努める。

## (3) 診療施設の整備に係る融資の活用

本計画に基づき診療施設の整備を要望する者がいる場合、獣医療法第15条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資について周知し、活用を図る。